

大船渡市特例福祉灯油等助成事業の実施について

1 趣旨

厳冬期の経済的負担の軽減を図り、生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、住民税非課税の高齢者世帯などを対象に大船渡市特例福祉灯油等助成金を支給します。

2 対象

住所要件、所得要件及び世帯要件の全てを満たす世帯が対象です。

| 要件 | 内容 | |
|----------|---|--|
| (1) 住所要件 | 令和6年12月1日現在、大船渡市に住民登録がある世帯 | |
| (2) 所得要件 | 世帯の全員が令和6年度の住民税が非課税の世帯 ※未申告者がいる場合は、対象になりません。 | |
| (3) 世帯要件 | 次の①から④までのいずれかに該当する世帯 | |
| | ①高齢者世帯 | 65歳以上 ^{※1} の人のみで構成されている世帯 |
| | ②重度障がい者等がいる世帯 | (ア) 身体障害者手帳1級又は2級の人がいる世帯 (イ) 療育手帳Aの人がいる世帯 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級の人がいる世帯 (エ) 特別児童扶養手当1級の人がいる世帯 (オ) 要介護4又は要介護5の認定を受けている人がある世帯 |
| | ③ひとり親世帯 | (ア) 18歳以下 ^{※2} の子どもがいる母子世帯又は父子世帯 (イ) 両親のいない18歳以下の子どもを養育している世帯 |
| | ④生活保護世帯 | 生活保護法による被保護世帯 |

※1 昭和35年4月1日以前に生まれた人

※2 平成18年4月2日以降に生まれた人

3 支給金額及び支給方法

一世帯につき7,000円を口座振込の方法により支給します。

4 支給までの流れ

